

引渡注意書兼物品受領書

- 1 物品の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があつても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後は15日以内に搬出すること。
- 4 引渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を利根沼田森林管理署長へ提出すること。
- 5 車体に表示してある「林野庁関東森林管理局」「国有林マーク」「利根沼田森林管理署」等シート文字類は、買受者の責任により消去し、写真を利根沼田森林管理署長へ提出すること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。(物件番号 第_____号)

利根沼田森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所：

氏名：

引渡職員	
------	--